

## 山梨県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

### (目的)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）を指定するにあたっては、この基準によるものとする。

### (支援法人の指定)

第2条 知事は、県内において法第62条各号に掲げる業務（以下「支援業務」という。）を行う支援法人の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）が、この基準に適合しているときは、支援法人として指定することができる。

### (支援業務の実施に関する計画)

第3条 法第59条第一号に規定する支援業務の実施に関する計画は、職員（直接の雇用関係にある者に限る。以下同じ。）、支援業務の実施の方法その他の事項について次の各号に示すとおり適切に計画が定められていること。

- 一 支援業務に従事する職員の数が確保されていること
- 二 支援業務を適確に実施するための実施体制（組織体制及び人員体制をいう。以下同じ。）が整備されていること
- 三 法第62条第二号から第四号に規定する情報の提供の内容が公平なものであること
- 四 法第62条第二号から第四号に規定する相談に適切に対応できるよう、第二号の実施体制に相談に係る体制が定められていること
- 五 法第81条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（構成員を含む）の活動方針に反することなく、同協議会からの要請に対応するなど、連携が図られていること
- 六 支援業務を行う区域が定められており、その内容が適切であること
- 七 法第62条第一号から第五号に掲げるそれぞれの業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲が不当に差別的なものでないこと
- 八 指定申請者の支援業務を行う事務所が県内にあること（次号に該当する場合を除く）
- 九 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の利便性及び支援業務の適確な実施の確保から見て適当な場所にあること

### (経理的及び技術的基礎の確保に関する基準)

第4条 法第59条第1項第二号に規定する経理的及び技術的な基礎とは、指定申請者が次の各号のすべてに該当しているものとする。

- 一 経理的な基礎
  - イ 支援業務の実施に必要な自己資金及び財産を有していること
  - ロ 債務超過の状態にないこと
- 二 技術的な基礎
  - イ 指定を受けようとする支援業務（うち債務保証業務及び残置物処理等業務についてはこの限りでない）について、過去3年以内の実績があること。
  - ロ 支援業務の実施にあたり、必要な資格及び実績を有する職員が直接的に関与していること

ハ 支援事業の実施にあたり、第3条第三号から第七号までに係る事項、個人情報の取扱及び緊急時対応に関する業務規程等が整備されていること

(債務保証業務又は残置物処理等業務に係る知識及び能力並びに財産的な基礎)

第5条 法第59条第1項第三号に規定する業務を行う場合の当該業務に足りる知識及び能力並びに財産的な基礎については、以下の条件を満たすものであることとする。

- 一 債務保証業務を行う場合における知識及び能力として次のイからハのいずれかに適合し、財産的な基礎として次のニからへに掲げる全てに適合すること。
  - イ 法第62条第二号から第五号までに掲げるいずれかの業務の経験
  - ロ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第20条第二号の登録を受けている者
  - ハ その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験
  - ニ 申請年度の前事業年度における財産目録及び損益の状況が良好であること。
  - ホ 財産及び損益の状況が申請年度以降良好に推移することが見込まれること。
  - へ 行おうとする債務保証業務の内容、規模及び態様に照らして、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有していること。
- 二 残置物処理等業務を行う場合における知識及び能力として次のイからハのいずれかに適合し、財産的な基礎として次のニからへに掲げる全てに適合すること。
  - イ 法第62条第一号から第四号までに掲げるいずれかの業務の経験
  - ロ 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の経験
  - ハ その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験
  - ニ 申請年度の前事業年度における財産目録及び損益の状況が良好であること。
  - ホ 財産及び損益の状況が申請年度以降良好に推移することが見込まれること。
  - へ 行おうとする残置物処理等業務の内容、規模及び態様に照らして、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有していること。

(指定申請者又は役員、職員に関する基準)

第6条 法第59条第1項第四号に規定する公正な支援業務の実施を確保するため、指定申請者及びその役員又は職員が次の各号に該当しない者であること。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 法第26条第二号、第三号及び第五号に該当する者
- 三 法第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- 四 山梨県暴力団排除条例（平成22年条例第35号。以下「条例」という。）第2条第三号に掲げる者
- 五 条例第20条に規定する行為を行った又は行っている者
- 六 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を

犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(支援業務以外の業務の実施基準)

第7条 法第59条第1項第五号に規定する支援業務の公正な実施を確保するため、指定申請者は、支援業務以外の業務を実施している場合、次の各号のすべてに該当していること。

- 一 組織内において、支援業務とそれ以外の業務をそれぞれ独立した部署で行うなど、他の業務との分離がなされていること
- 二 債務保証業務及びこれに附帯する業務、残置物処理等業務及びこれに附帯する業務を行う場合は、これらの業務に係る経理について、それぞれ特別の勘定を設け、それ以外の業務の間で経理が区分されていること。

(その他公正かつ適確な業務実施基準)

第8条 法第59条第1項第六号に規定する支援業務の公正かつ適確な業務の実施を確保するため、指定申請者は、次の各号のすべてに該当していること。

- 一 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がなされていること。
- 二 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する援助及び賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する援助の実施にあたっては、公平な情報提供に基づき、住宅確保要配慮者の意思を尊重して行うこと
- 三 県及び活動対象市町村が行っている諸施策に反することを行わないこと
- 四 山梨県税、消費税及び地方消費税に未納がないこと

附則

この指定基準は、平成30年6月12日より施行する。

附則

この指定基準は、令和7年10月1日より施行する。